

# 財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 大熊町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
4,176	0	158	4,334

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	8,270	7,878	392	185	1,794	433	基金から1,718百万円繰入
坂下ダム施設管理事業特別会計	38	38	0	0	0	0	
地域下水道事業特別会計	70	70	0	0	0	0	
中央台置園管理事業特別会計	1	1	0	0	0	0	
一般会計等	8,309	7,916	393	186		433	

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方債) 現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
特定環境保全公共下水道特別会計	47	47	0	0	33	0	0	法非適用企業
農業集落排水事業特別会計	83	83	0	0	59	0	0	法非適用企業
宅地造成事業特別会計	58	58	0	55	0	0	0	法非適用企業
国民健康保険特別会計	1,336	1,207	129	129	191	0	0	
介護保険特別会計	584	564	20	20	114	0	0	
老人保健特別会計	865	880	15	15	88	0	0	
公営企業会計等 計				189		0	0	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
 2. 法適用企業に係るもの以外については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数( - )で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方債) 現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
双葉地方広域市町村圏組合	2,839	2,779	60	60	0	1,108	0	一般会計
双葉地方広域市町村圏組合	202	202	0	0	0	0	0	産業廃棄物特別会計
双葉地方広域市町村圏組合	139	136	3	3	0	234	0	下水道事業特別会計
福島県市町村総合事務組合	12,204	11,943	261	261	1,930	0	0	一般会計
福島県市町村総合事務組合	1,281	1,281	0	0	0	0	0	消防補償等特別会計
福島県市町村総合事務組合	5	4	1	1	0	0	0	消防費ジョブ金特別会計
福島県市町村総合事務組合	28	22	6	6	0	0	0	非常勤職員公務及事務補償特別会計
福島県市町村総合事務組合	23	23	0	0	0	0	0	自治会館管理特別会計
福島県後期高齢者医療広域連合	1,585	1,443	142	142	0	0	0	
双葉地方水道企業団	912	839	73	2,096	16	4,408	0	法適用企業・上水道事業
双葉地方水道企業団	111	132	21	313	251	4,763	0	法適用企業・工業用水道事業
一部事務組合等 計				2,883		10,513	0	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
(財)大熊町スポーツセンター運営協会	0	10	10	0	0	0	0	0	
㈱大熊町水産公社	5	72	25	0	0	0	0	0	
地方公社・第三セクター等 計									

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		4,399	
減債基金		23	
その他充当可能基金		3,148	
充当可能基金 計		7,570	

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.48	4.30	0.82	15.00	20.00	特定環境保全公共下水道特別会計		0.0	
連結実質赤字比率		8.65		20.00	40.00	農業集落排水事業特別会計		0.0	
実質公債費比率	4.9	3.9	1.0	25.0	35.0	宅地造成事業特別会計		100.0	
将来負担比率		-		350.0					
財政力指数	1.61	1.63	0.02						
経常収支比率	66.1	64.1	2.0						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数( - )で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。